

No. 963 (2017. 5.25)

## 少年法の適用年齢引下げをめぐる議論

はじめに

### I 少年法の概要

- 1 少年法とは
- 2 主な改正点

### II 適用年齢引下げの検討

- 1 自民党の提言
- 2 法務省の勉強会

### III 適用年齢引下げに対する賛否

- 1 賛成意見
- 2 反対意見
- 3 新しい制度の創設

おわりに

- 平成 27 年 6 月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。同法は、附則第 11 条において、民法、少年法その他の法令の規定についても検討の上、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている。
- 法務省が設置した「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」では、被害者遺族等が少年法の適用年齢引下げに賛成する一方、少年の更生に携わる実務家等からは反対意見が挙げられた。
- 勉強会の結果を踏まえ、現在、法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において、少年法の適用年齢引下げの是非が議論されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 たくみ まい  
内匠 舞

## はじめに

平成 27 (2015) 年 6 月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号。以下「公職選挙法等改正法」という。)が成立し、選挙権年齢がこれまでの満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられた。同法は、附則第 11 条において、民法(明治 29 年法律第 89 号)、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)その他の法令の規定についても検討の上、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている<sup>1</sup>。これを受け、法務省は、民法の成年年齢については、20 歳から 18 歳へ引き下げを内容とする民法改正案の国会への提出を予定している<sup>2</sup>。しかし、少年法の適用年齢引下げについては、賛否が分かれており、法務省が設置した「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」では、被害者遺族等が引下げに賛成する一方、少年の更生に携わる実務家等からは反対意見が挙げられた。同勉強会の結果を踏まえ、金田勝年法務大臣は、平成 29 (2017) 年 2 月、少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げること等について、法制審議会に諮問した<sup>3</sup>。これを受け、法制審議会に「少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会」が設けられ、同年 3 月から議論がなされている<sup>4</sup>。

本稿は、少年法の適用年齢引下げをめぐる議論について、賛成・反対両方の意見を紹介し、論点の整理を行うものである。

## I 少年法の概要

### 1 少年法とは

#### (1) 目的

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」をその目的として掲げている(少年法第 1 条<sup>5</sup>)。刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)が、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現すること」を目的としているのに対し(刑事訴訟法第 1 条)、少年法では、少年自身に関わる事柄に関心が向けられている。<sup>6</sup>

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 29 (2017) 年 5 月 9 日である。

<sup>1</sup> なお、附則第 5 条では、満 18 歳以上満 20 歳未満の者が犯した選挙犯罪等について、少年法の当分の間の特例措置が規定されており、第 1 項で連座制に係る事件について、家庭裁判所は、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第 20 条第 1 項の決定(検察官への送致の決定)をしなければならないこと、第 3 項で公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件(連座制に係る事件を除く。)について、検察官への送致の決定をするに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないことが定められている。

<sup>2</sup> 「18 歳成人 民法改正へ 法務省 来年通常国会に提出方針」『朝日新聞』2016.11.8、夕刊。

<sup>3</sup> 「少年法 18 歳未満 諮問 懲役・禁錮一本化検討」『毎日新聞』2017.2.10。

<sup>4</sup> 「法制審議会—少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会」法務省ウェブサイト <[http://www.moj.go.jp/shing1/housei02\\_00296.html](http://www.moj.go.jp/shing1/housei02_00296.html)>

<sup>5</sup> 以下、本文中で括弧内に単に条項のみを示す場合には、少年法を指す。

<sup>6</sup> 武内謙治『少年法講義』日本評論社、2015、p.8。

## (2) 対象

少年法の対象となる「少年」とは、20歳に満たない者をいい（第2条第1項）、この年齢は、処分・裁判時を基準に判断される。ただし、死刑と無期刑の緩和（第51条）や人の資格に関する法令の適用（第60条）など特に規定がある場合は、行為時の年齢を基準に判断される。<sup>7</sup>

## (3) 専門機関

少年法では、非行少年についての専門機関として、家庭裁判所が機能している。家庭裁判所では、非行少年に対して、裁判官による法的調査（第8条第1項）や、家庭裁判所調査官による社会調査（第8条第2項）が行われ、少年にとって最適な処遇が選択される。社会調査に当たっては、なるべく少年鑑別所の鑑別結果等を活用することとされている（第9条）。<sup>8</sup>

## (4) 全件送致主義

警察及び検察は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、事件を家庭裁判所に送致しなければならないとされている（第41条及び第42条。いわゆる「全件送致主義」）<sup>9</sup>。

## (5) 保護処分優先主義

少年法では、刑法上は刑罰による社会的非難が可能な犯罪少年についても、保護処分を中心とした教育的処遇を優先させる（いわゆる「保護処分優先主義」）。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3つがある（第24条第1項）。刑事処分は、原則として、家庭裁判所が刑事処分相当の判断をした場合に限って、検察官送致（「逆送」ともいう。）の手續（第20条）により検察官に送致された事件について行われることとなっており、また、量刑判断に当たっても、死刑及び無期刑の緩和や不定期刑<sup>10</sup>など様々な配慮規定を置いている（第51条、第52条、第58～60条等）。<sup>11</sup>

## (6) 推知報道の禁止

少年法は、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような報道を禁止している（第61条）。これは、少年の名誉やプライバシーを保護するとともに、少年が特定されることによって、その後の社会復帰に支障が生じるのを防ぐことを目的としたものとされる<sup>12</sup>。同規定は、事件が逆送され、少年が刑事裁判を受

<sup>7</sup> 川出敏裕『少年法』有斐閣、2015、pp.76-77；丸山雅夫『少年法講義 第3版』成文堂、2016、pp.85-86。

<sup>8</sup> 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 第3版』有斐閣、2009、pp.114-129。

<sup>9</sup> 武内 前掲注(6)、pp.198-199；川出 前掲注(7)、pp.22-23；丸山 前掲注(7)、pp.68-69。ただし、14歳未満の少年については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、家庭裁判所の審判に付することができる（少年法第3条第2項）。

<sup>10</sup> 不定期刑とは、刑の言渡しの際に裁判所において刑期を確定せず、執行の状況により釈放の時期を決定する自由刑をいう。刑法（明治40年法律第45号）は、不定期刑を採用していないが、少年法では、少年は可塑性に富んでおり、不定期の弾力的な行刑による改善効果が期待できるという理由から認められている。（青柳文雄ほか編『刑法事典』立花書房、1981、pp.142-143.）

<sup>11</sup> 武内 前掲注(6)、pp.414-415；丸山 前掲注(7)、p.71。

<sup>12</sup> 川出 前掲注(7)、p.349；田宮・廣瀬編 前掲注(8)、p.487；団藤重光・森田宗一『少年法 新版第2版』有斐閣、

ける場合にも適用され、また、現に審判や刑事裁判が行われている間だけでなく、それらが終了した後や、いずれかの時点で少年が成人に達した後にも妥当すると考えられている<sup>13</sup>。

## 2 主な改正点

少年法は、平成 12 (2000) 年以降、現在に至るまで 4 度の大きな改正がなされている。主な改正点は以下のとおりである。

### (1) 平成 12 (2000) 年改正

平成 12 (2000) 年改正<sup>14</sup>は、①少年事件の処分等の在り方の見直し、②少年審判の事実認定手続の適正化、③被害者への配慮の充実の 3 つの柱からなる。

①では、刑事処分可能年齢が「16 歳以上」から「14 歳以上」へ引き下げられ (第 20 条第 1 項<sup>15</sup>)<sup>16</sup>、行為時 16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、刑事処分以外の措置を相当と認める場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととし (第 20 条第 2 項。いわゆる「原則逆送」制度)、また、行為時 18 歳未満の者に対する無期刑の緩和が必要的なものから裁量的なものに改められた (第 51 条第 2 項)。

②では、これまで単独制で行われていた家庭裁判所の審判手続において、3 人の裁判官による裁定合議制が導入され (裁判所法 (昭和 22 年法律第 59 号) 第 31 条の 4 第 2 項)、また、一定の事件の事実認定手続に検察官が関与することが可能となった (第 22 条の 2)<sup>17</sup>。さらに、検察官が関与した事件について、国選付添人の制度 (第 22 条の 3) や検察官による抗告受理申立制度 (第 32 条の 4) が導入された。その他、一定の少年事件について少年鑑別所における観護措置期間が最長 4 週間から 8 週間に延長することができることとされた (第 17 条第 4 項及び第 9 項)。

③では、被害者等による事件の記録の閲覧及び謄写が認められるようになり (第 5 条の 2)、被害者等の申出があればその意見を聴取し (第 9 条の 2)、審判結果等を通知することとされた (第 31 条の 2)。<sup>18</sup>

1984, p.434.

<sup>13</sup> 川出 同上; 酒井安行「少年事件報道に関する覚書き」西原春夫ほか編『刑事法の理論と実践—佐々木史朗先生喜寿祝賀—』第一法規出版, 2002, p.612; 瀧野貴生「少年事件における本人特定報道禁止の意義」『静岡大学法政研究』vol.5 no.3・4, 2001.3, p.322. なお、死刑判決が確定した少年事件をめぐっては、報道機関による対応が分かれている。平成 28 (2016) 年 6 月に、裁判員裁判で少年に言い渡した死刑判決が初めて確定した事件 (いわゆる「石巻事件」) では、毎日新聞を除く全国紙 4 紙は、死刑判決確定によって、「社会復帰などを前提とした更生の機会が失われる」等の理由により、当該元少年について実名での報道に切り替えているが、毎日新聞は、少年法の理念を尊重し、匿名での報道を継続している。(「元少年の実名報道 割れた判断」『朝日新聞』2016.7.2.)

<sup>14</sup> 「少年法等の一部を改正する法律」(平成 12 年法律第 142 号)

<sup>15</sup> 本節では、本文中における括弧内の条項は、当時の改正後のものを指す。

<sup>16</sup> 改正前の少年法第 20 条では、ただし書において、処分時 16 歳未満の少年の事件については、検察官に送致することができないとされており、刑法上の刑事責任年齢が 14 歳以上 (刑法第 41 条) なのに対し、少年法において刑事処分が可能な年齢は 16 歳以上であった。改正によってこのただし書が削除され、少年法上も 14 歳以上であれば刑事処分が可能となった。なお、改正後は、16 歳未満の少年に対して懲役又は禁錮の言渡しがされる可能性が生じるところ、16 歳未満の少年受刑者については、その年齢や心身の発達の度合いを考慮し、16 歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとされた (少年法第 56 条第 3 項)。

<sup>17</sup> これらは、裁判官から積極的な提言を受けていたものである。代表的なものとして、八木正一「少年法改正への提言」『判例タイムズ』no.884, 1995.10.15, pp.35-39.

<sup>18</sup> 詳しい内容は、小林由美「法令解説 少年審判をめぐる諸改正 処分等の見直し、事実認定手続の正当化、被害者への配慮の充実等 (少年法等の一部を改正する法律)」『時の法令』no.1636, 2001.2.28, pp.6-22 参照。なお、平成

## (2) 平成 19 (2007) 年改正

平成 19 (2007) 年改正<sup>19</sup>では、いわゆる触法少年 (14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年) の事件について、警察の調査権限が整備され (第 6 条の 2~第 6 条の 7)、少年院収容年齢の下限が「14 歳以上」から「おおむね 12 歳以上」へ引き下げられた (少年院法 (昭和 23 年法律第 169 号) 第 2 条<sup>20</sup>)。また、保護観察に付された少年が遵守事項を遵守しない場合の措置が導入され (第 26 条の 4 及び犯罪者予防更生法 (昭和 24 年法律第 142 号) 第 41 条の 3<sup>21</sup>)、一定の重大事件を対象に観護措置がとられた少年について、家庭裁判所が職権で国選付添人を付すことができるようになった (第 22 条の 3 第 2 項)<sup>22</sup>。<sup>23</sup>

## (3) 平成 20 (2008) 年改正

平成 20 (2008) 年改正<sup>24</sup>では、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大 (第 5 条の 2 第 1 項)、被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大 (第 9 条の 2)、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度の創設 (第 22 条の 4)、家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の創設 (第 22 条の 6) がなされた。また、少年の福祉を害する成人の刑事事件に、より適切に対処するため、その管轄が家庭裁判所から地方裁判所等へ移管された (第 37 条及び第 38 条の削除<sup>25</sup>)。<sup>26</sup>

12 (2000) 年改正を論点別に論じた資料として、斉藤豊治・守屋克彦編著『少年法の課題と展望 第 1 巻』成文堂、2005 がある。

<sup>19</sup> 「少年法等の一部を改正する法律」 (平成 19 年法律第 68 号)

<sup>20</sup> 現行の少年院法 (平成 26 年法律第 58 号) では第 4 条に相当する。

<sup>21</sup> 犯罪者予防更生法はその後廃止され、現在は更生保護法 (平成 19 年法律第 88 号) 第 67 条に規定がある。

<sup>22</sup> 国選付添人の制度については、平成 12 (2000) 年改正によって、検察官関与決定がなされた場合で、少年に弁護士付添人がないときは、必要的に弁護士付添人が選任されることとされたが、これ以外には、少年審判において、少年に対して、公費により付添人を付す制度はなかった。本改正では、重大事件で、少年に観護措置がとられている場合には、一般に、少年院送致や検察官送致等の少年にとって影響の大きい処分決定が予想されるとともに、その社会的影響も大きいこと等を考慮し、新たに家庭裁判所の裁量で国選付添人を付すことができるようになった。(川淵武彦「法令解説 いわゆる触法少年の事件についての警察の調査権限等を整備 14 歳未満の少年の少年院への送致、保護観察中の少年に対する措置、国選付添人制度の整備等を規定 少年法等の一部を改正する法律」『時の法令』no.1798, 2007.11.30, pp.17-18.)

<sup>23</sup> 詳しい内容は、同上, pp.6-23 参照。

<sup>24</sup> 「少年法の一部を改正する法律」 (平成 20 年法律第 71 号)

<sup>25</sup> 改正前の少年法第 37 条では、第 1 項に掲げる児童福祉法違反 (児童に淫行をさせる行為等) のような少年の福祉を害する成人の刑事事件は、家庭裁判所が第一審の裁判権を有するものとされていた。この規定が設けられたのは、このような成人の刑事事件は、少年事件を専門に扱い少年に理解のある家庭裁判所が取り扱うのが適当である等の理由によるものであったが、同項に掲げる事件とそれ以外の事件とが併合罪の関係の場合、家庭裁判所と地方裁判所等に別々に公訴が提起され、審理期間が不当に長くなる等の問題が指摘されていた。また、改正前の少年法第 38 条では、家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、少年法第 37 条第 1 項に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならないとされていた。しかし、家庭裁判所の調査・審判の過程において発見されることが多い少年の福祉を害する成人の刑事事件は、第 37 条第 1 項に掲げる事件に限られるものではなく、仮に通知の対象となる規定を整備すると、対象事件の範囲がかなり広がり、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づき公務員に求められる告発に近づくことになるため、少年法第 38 条のような規定をあえて維持する必要性は低くなる。こうした事情を踏まえ、両規定が削除されることになった。(岡崎忠之「法令解説 少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備 少年法の一部を改正する法律」『時の法令』no.1822, 2008.11.30, pp.14-16.)

<sup>26</sup> 詳しい内容は、同上, pp.6-16 参照。

#### (4) 平成 26 (2014) 年改正

平成 26 (2014) 年改正<sup>27</sup>では、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲が拡大された (第 22 条の 2 第 1 項及び第 22 条の 3 第 2 項)。加えて、無期刑の緩和刑として言い渡すことができる有期刑の上限が 15 年から 20 年に引き上げられ (第 51 条第 2 項)、その仮釈放をすることができるまでの期間も「3 年」から「その刑期の 3 分の 1」に改められた (第 58 条第 1 項第 2 号)。また、少年法では、少年に対して有期の懲役又は禁錮の実刑を言い渡す場合には、一定の場合、不定期刑を言い渡すこととされているが、この長期及び短期の上限がそれぞれ 10 年と 5 年から、15 年と 10 年に引き上げられた (第 52 条第 1 項)。<sup>28</sup>

## II 適用年齢下げの検討

### 1 自民党の提言

平成 27 (2015) 年の公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 改正を受け、自由民主党政務調査会は、同年 9 月、「成年年齢に関する提言」<sup>29</sup>をまとめ、首相に提出した<sup>30</sup>。提言では、民法に定める成年年齢を「できる限り速やかに 20 歳から 18 歳に引き下げる法制上の措置を講じる」よう求めるとともに、少年法の適用年齢についても、「国法上の統一性や分かりやすさといった観点」から、「満 18 歳未満に引き下げるのが適当である」との判断を示している。他方、少年法の保護処分を果たしている機能については、一定の評価をしており、18 歳以上 20 歳未満の者を含む若年者のうち、「要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべき」としている。これは、後述するように、ドイツの制度を念頭に置いたものとされる<sup>31</sup>。

### 2 法務省の勉強会

公職選挙法等改正法附則第 11 条の趣旨及び民法の成年年齢についての検討状況を踏まえ、平成 27 (2015) 年、法務省は、少年法の適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることなどについて議論するため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設置した。メンバーは、法務省の大臣官房、刑事局、矯正局及び保護局の幹部 14 人で構成され、刑事政策に詳しい大学教授 3 人 (京都大学教授・酒巻匡氏、慶應義塾大学教授・太田達也氏、東京大学教授・川出敏裕氏) がアドバイザーとして加えられた<sup>32</sup>。同勉強会は、平成 27 (2015) 年 11 月から平成 28 (2016) 年 7 月までに、合計 10 回のヒアリングを実施し、法分野の実務経験者や研究者のほか、社会、福祉、教育、医療等関係分野の実務経験者や研究者、犯罪被害者、報道関係者等合計 40 名から意見聴取を行った。そして、平成 28 (2016) 年 12 月、「若年者に対

<sup>27</sup> 「少年法の一部を改正する法律」 (平成 26 年法律第 23 号)

<sup>28</sup> 詳しい内容は、土倉健太「法令解説 国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の範囲拡大、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し」『時の法令』no.1956, 2014.6.30, pp.41-49 を参照。

<sup>29</sup> 自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」2015.9.17. <[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130566\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf)>

<sup>30</sup> 「民法・少年法適用「18 歳に」 自民特命委提言 飲酒・喫煙 両論併記」『朝日新聞』2015.9.26.

<sup>31</sup> 「「18 歳成人」自民提言へ 少年法見直し 更生配慮課題 18、19 歳「選択制」保護処分も」『読売新聞』2015.9.23.

<sup>32</sup> 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>>; 「少年法 適用年齢検討、法務省内に勉強会 来月初会合」『毎日新聞』2015.10.23, 夕刊.

する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」<sup>33</sup>を公表した。

同報告書では、適用年齢引下げの是非について、ヒアリング結果に基づき賛否両論が併記されているほか、引き下げた場合を想定した18歳、19歳の者を含む「若年者」に対する刑事政策的措置についても検討がなされている<sup>34</sup>。対象となる「若年者」の範囲については、各措置の目的、内容等に応じて定めるとしているが、例えば、施設内処遇を充実させる措置の対象とする「若年者」に関しては、26歳未満の者とするのが一案として考えられるとするなど、対象を広く設定している。

同勉強会の結果を踏まえ、平成29(2017)年2月、金田法務大臣は、少年法の適用年齢を18歳未満とすること等について、法制審議会に諮問した<sup>35</sup>。

### III 適用年齢引下げに対する賛否

少年法の適用年齢引下げについては、賛成・反対両論者から様々な主張がなされているが、代表的な意見として、次のようなものがある。

#### 1 賛成意見

少年法の適用年齢引下げに賛成する立場からは、(1) 国法上の統一の必要性、(2) 民法・公職選挙法との関係、(3) 世論の動向、(4) 被害者感情への配慮、(5) 諸外国の少年年齢等が理由として挙げられる。

##### (1) 国法上の統一の必要性

賛成の立場からは、現行法上、年齢に関する取決めのある法律は300を超え、関係省庁も複数にまたがることから、全ての年齢を統一することは困難であるが、少なくとも民法や少年法といった主要な法律については、国民の混乱を招かないためにも統一した方が良いのではないかとの意見が挙げられている<sup>36</sup>。

##### (2) 民法・公職選挙法との関係

現行少年法は、犯した罪が比較的軽微であっても少年の要保護性が高い場合には、少年院送致のような比較的長期の身柄収容を伴う処分が行われる。こうした処分は、保護者の保護下にある未成年に対しては、パターンリスティックな観点から許容されているとも考えられる。この点について、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、民法で成年として扱われる者に

<sup>33</sup> 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」2016.12. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>>

<sup>34</sup> 報告書では、適用年齢引下げによって18歳、19歳の者が少年法に基づく保護処分の対象外となった場合、これらの者のうち、①刑罰としての自由刑の執行を受けるものについては、施設内処遇として、少年院において自由刑の執行を受け、又は刑務所においてその特性に応じた処遇を受けることを可能とする措置を採るほか、施設外の機関等と連携し、矯正処遇等を充実させることなどを検討している。また、②犯した罪が比較的軽微であることなどから自由刑の執行を受けるに至らない者については、保護観察、社会復帰支援施策の充実や、罰金の保護観察付き執行猶予の活用などを検討している。

<sup>35</sup> 『毎日新聞』前掲注(3)

<sup>36</sup> 藤本哲也「少年年齢の引下げと青年層構想」『戸籍時報』no.735, 2016.1, p.63.

対して、少年法で未成年者と同様に責任を超えた形での自由の拘束を行うというのは、過度の介入となるのではないかといった点が指摘される<sup>37</sup>。また、公職選挙法が改正され、満18歳以上の少年に選挙権が与えられることになったことを理由に、賛成の立場からは、大人としての権利や自由を獲得するということは、同時にそれに伴う義務や責任を引き受けることでもあると主張される<sup>38</sup>。

### (3) 世論の動向

賛成の立場からは、少年法の適用年齢下げについては、世論の大半が「賛成」である点も指摘される<sup>39</sup>。その背景には、国民の大半が、少年犯罪は増加・凶悪化しているとの認識を持っていることがあると考えられる。

内閣府は、平成27(2015)年、全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象<sup>40</sup>に「少年非行に関する世論調査」を実施した。同調査では、少年非行に関する意識や、少年非行の問題点、行政機関に対する要望等について質問がなされた。少年非行に関する意識についての質問では、「おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか」との質問に対して、78.6%が「増えている」と回答しており<sup>41</sup>、平成22年の前回調査と比べ、3.0ポイントの増加となっている。また、「おおむね5年前と比べて、少年非行はどのようなものが増えていると思いますか」との質問に対しては、「掲示板に犯行予告や誹謗中傷の書き込みをするなどインターネットを利用したもの(63.0%)」、「自分の感情をコントロールできなくて行うもの(突然キレて行うもの)(52.7%)」、「凶悪・粗暴化したもの(45.9%)」、「集団によるもの(42.3%)」が上位4項目を占めている。<sup>42</sup>

こうした少年犯罪の増加・凶悪化の認識を背景に、少年法の適用年齢下げについては、新聞各社が行った世論調査によると、いずれも「賛成」が「反対」を大きく上回る結果となっている<sup>43</sup>。

<sup>37</sup> 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「第9回ヒアリング及び意見交換 議事録」2016.7.8, pp.6-7. (加藤俊治刑事法制管理官の発言) 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001200240.pdf>> なお、加藤刑事法制管理官は、こういった「批判があり得るように思われる」と指摘したのであり、適用年齢下げに賛成の立場を示しているわけではない。この点について、反対の立場からは、少年法第2条第2項が、法律上の監護義務のある者に加えて、現に監護する者も保護者に加えていることから、民法の成年年齢下げによって18歳、19歳の者に法律上の監護義務のある者がいなくなったとしても、少年法上は、保護者に当たる者が想定され得ると主張される(同, pp.7-8. (日本弁護士連合会 平山秀生氏の発言等))。

<sup>38</sup> 小浜逸郎「少年法は改正すべきか—川崎中一殺害事件について考える—」『Voice』no.449, 2015.5, p.132; 「【主張】中1殺害に判決 少年法はこれでいいのか」『産経新聞』2016.2.12等。

<sup>39</sup> 藤本 前掲注(36), p.64; 「【ニッポンの議論】「少年法適用年齢引き下げ」鳩山邦夫氏、斎藤義房氏」『産経新聞』2015.7.24. (鳩山邦夫氏の意見)

<sup>40</sup> 有効回収数は1,773人(回収率59.1%)である。

<sup>41</sup> 「かなり増えている」との回答が42.3%、「ある程度増えている」との回答が36.3%である。

<sup>42</sup> 内閣府政府広報室「「少年非行に関する世論調査」の概要」2015.9. <<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhi kou/gairyaku.pdf>>

<sup>43</sup> 毎日新聞が平成29(2017)年2月に18歳以上の者がいる世帯を対象に行った調査では、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることについて、「賛成」の者が全体の72%を占め(「毎日新聞世論調査 「小池人気」高く 自民との対決、支持56%」『毎日新聞』2017.2.20.)、朝日新聞が、平成27(2015)年に全国の有権者を対象に行った調査では、少年法の適用年齢について、「18歳未満に引き下げたほうがよい」と回答した者が全体の79%(「安部法案 首相の説明 「丁寧ではない」69%」『朝日新聞』2015.6.23.)、同年に、産経新聞とFNNが合同で、全国の成年男女を対象に行った調査では、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることについて、「賛成」の者が全体の86.1%となっている(「本社・FNN世論調査 主な質問と回答」『産経新聞』2015.6.30.)。また、読売新聞が平成28(2016)年に18歳、19歳の者と、20歳以上の成人をそれぞれ対象として行った調査では、少年法



## (4) 被害者感情への配慮

被害者や遺族からは、加害者が成人であろうと、少年であろうと、受けた被害の大きさ、悔しさ、悲しみは変わりがなく、少年法の適用年齢を考えるに当たっては、事件の最大の当事者である被害者の意向にも十分配慮してほしいと主張される<sup>44</sup>。

少年法は平成12(2000)年以降、被害者等に配慮した改正がなされているが、被害者遺族からは、「本質的には、加害少年の保護、更生のみを考えた法律であるということについては大きな変化はない」と評される。被害者遺族は、少年法の基本的な精神には賛同するが、傷害、強姦、傷害致死や殺人などの重大な罪を犯した加害少年が成人よりはるかに軽い罰となることは、非常に悔しく惨めな思いをさせられるものであるとし、こうした少年については、罪に応じた罰を受けて欲しいと思っていると主張する。また、少年審判では、通常の成人の裁判とは異なり、被害者参加制度がなく、直接加害者に対して質問もできないが、事件の情報を十分に知りたいと思っているとも主張される。被害者遺族は、「被害者や被害者遺族が当然抱くそのような思いをむなしくさせるような少年法について、被害当事者はその適用年齢を引き下げてほしいと願っています」と主張する。<sup>45</sup>

## (5) 諸外国の少年年齢

諸外国では、刑事手続において少年として扱われる年齢を18歳未満と定めているところが多く(表)、賛成の立場からは、我が国の少年法が、適用年齢を18歳未満とすることは、国際的な観点からは、特別なことではないと主張される<sup>46</sup>。

表 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢

国名	年齢	備考
日本	20	犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官送致決定をしなければならない。
イギリス <sup>1</sup>	18	重大犯罪を犯した少年や成人の被告人の共同被告人である少年は、刑事責任年齢である10歳に達していれば、少年裁判所(Youth Court)ではなく、刑事法院(Crown Court)における審理の対象となる。18歳以上21歳未満の若年成人(young adult)については、施設内処遇処分や拘禁刑において、22歳以上の成人とは区別して扱う仕組みがある。

の適用年齢を18歳未満に引き下げることについて、「賛成」の者が、18歳、19歳で78%、成人で86%に上っている(「18歳成人 18、19歳 「反対」64%」『読売新聞』2016.5.12.)。

<sup>44</sup> 高橋正人「少年法適用年齢引き下げに関する意見書」2015.12.16, pp.1-2. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001166901.pdf>>

<sup>45</sup> 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「第3回ヒアリング及び意見交換 議事録」2015.12.16, pp.27-28. (全国犯罪被害者の会(あすの会)土師守氏の発言)法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001174587.pdf>> なお、勉強会では、平成12(2000)年改正により「原則逆送」制度が導入され、現在でも重大な犯罪と軽微な犯罪とでは、差異化が図られているのではないかと指摘があった。これに対しては、「原則逆送」制度の対象となるのは、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」であるが、実際は、死亡させた場合だけでなく、重大な障害を残す場合や精神的な障害を残す場合もあると思うので、その辺りも対象に含めてほしい(土師氏の発言)、また、故意に被害者を死亡させた場合だけでなく、過失であっても、死亡事案については、少年法ではなく、刑罰という処理が必要ではないかと思っている(全国犯罪被害者の会(あすの会)高橋正人氏の発言)との意見が述べられている。(同, pp.31-32.)

<sup>46</sup> 「少年法年齢引き下げ 賛否は」『読売新聞』2015.12.16. (諸沢英道氏の意見)

アメリカ <sup>2</sup>	18	18歳未満であっても、一定の要件を満たせば刑事裁判所に移送されるが、その年齢は概ね14歳以上又は16歳以上とする州が多い。少年として扱われなくなる年齢を超過した後も、保護処分の目的達成のために少年裁判所の管轄権を継続することができ、多くの州が21歳未満まで継続可能としている。
ドイツ	18	18歳以上21歳未満の者については、その事件が少年による事件と同視できる場合には、少年に対する実体・手続規定が準用され得る。
フランス	18	13歳以上の少年に対しては刑罰を科すことができる。ただし、少年の刑罰は、原則的に刑が軽減される。法律上、18歳以上の若年成人 (jeune adulte) を特別に取り扱う明確な規定はないが、司法的保護処分の制度があり、少年裁判機関は、18歳未満の少年について5年を超えない期間でこれを言い渡すことができる (つまり最大23歳未満まで継続可能)。
イタリア	18	どのような罪名であっても、行為時に14歳以上18歳未満の少年による犯罪は、少年裁判所に係属し、その後、少年が25歳になるまで少年裁判所が管轄する。イタリアでは、憲法によって刑罰の目的が更生と定められており、保護処分と刑罰の区別はない。刑の執行 (処遇) 部分において21歳になるまでは若年成人 (giovani adulti) として少年に準じた扱いがなされる。
韓国	19	2007年改正により、少年法の適用年齢が20歳未満から19歳未満に引き下げられている。少年法上の保護処分の対象は10歳以上であるが、刑罰を科すことができる年齢は14歳以上となっている。

(注1) イギリスは、イングランド及びウェールズを対象としている。

(注2) アメリカでは、少年非行、少年司法問題は、州法が規定する事項であるが、多くの州は、少年裁判所が裁判権を有する年齢を18歳未満としている。

(出典) 山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』成文堂、2017; 浜井浩一「イタリアの少年司法制度」『刑事弁護』no.87, 2016.秋季, pp.172-179等を基に筆者作成。

## 2 反対意見

少年法の適用年齢引下げに反対する立場からは、(1) 国法上の統一は引下げの理由とはならないこと、(2) 少年事件の増加・凶悪化の事実はないこと、(3) 再犯防止の観点から問題があること、(4) 最近の少年の特徴、(5) 真犯少年に対する働き掛けができなくなること、(6) 現行法で対応可能なこと等が理由として挙げられる。

### (1) 国法上の統一は引下げの理由とはならないこと

賛成の立場からは、国法上の統一の必要性を理由に適用年齢引下げが主張されるのに対し、反対の立場からは、法律の適用年齢は、その法律の目的や法律が守ろうとしている利益などによって決められるべき<sup>47</sup>であり、「当該年齢層の国民全員に国政参加の権利を与える選挙法の場合と、極く一部でしかない非行少年を対象としてその健全育成をはかる少年法とでは、視点

<sup>47</sup> 日本弁護士連合会「少年法の適用年齢引下げを語る前に一なぜ私たちは引下げに反対するのか」p.1. <[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shonen\\_nenrei\\_hikisage\\_pam\\_2015.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shonen_nenrei_hikisage_pam_2015.pdf)>; 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」『法学セミナー』vol.60 no.10, 2015.10, p.1; 武内謙治「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」『自由と正義』vol.66 no.10, 2015.10, pp.11-12; 後藤弘子「成人年齢の引下げ」『法学教室』no.423, 2015.12, pp.31, 33-34等。

は異なるのが当然である」<sup>48</sup>と主張される。また、反対の立場からは、国法上の統一という形式論が少年法の適用年齢と連動しないことは、民法上の成年年齢が20歳であったのに対し、旧少年法（大正11年法律42号）が適用年齢を18歳未満としていたこと自体にも既に表れていると指摘される<sup>49</sup>。

## (2) 少年事件の増加・凶悪化の事実はないこと

世論調査では、国民の大半が少年事件の増加・凶悪化を感じているが、反対の立場からは、犯罪白書等のデータによると、少年非行は増加も凶悪化もしておらず、むしろ減少していると主張される<sup>50</sup>。

警察庁が公表した資料によると、刑法犯少年の検挙人員は、平成16（2004）年から毎年減少を続けており<sup>51</sup>、平成28（2016）年は、戦後最少の31,516人（前年比19.0%減）であった<sup>52</sup>。また、そのうち凶悪犯<sup>53</sup>の検挙人員も、平成22（2010）年以降、おおむね横ばいで推移しており、平成25（2013）年からは、4年連続で減少している<sup>54</sup>。こうした減少傾向には、少子化の影響も考えられるが、刑法犯少年の人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員）も、平成22（2010）年から7年連続で減少している<sup>55</sup>ことを踏まえると、少子化以外の要因も関係していることが考えられる。こうした傾向は、18歳、19歳の年長少年についても同様である<sup>56</sup>。反対の立場からは、少年事件が増えずに減少している事実は、今の少年法の取組が正しいことを証明していると主張される<sup>57</sup>。また、欧米先進国の多くが刑事手続において少年として扱われなくなる年齢を18歳以上としている点については、「しかし、それらの国において18歳以上の若者による重大な犯罪が日本よりはるかに多いのも事実である」<sup>58</sup>と指摘する。

## (3) 再犯防止の観点から問題があること

反対の立場からは、少年法の適用年齢引下げは、再犯防止の観点からも問題があると主張される。

現行少年法は、大正11（1922）年に制定された旧少年法を、戦後、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の指導の下に全部改正して成立したものである。旧少年法では、18歳未満とされていた適用年齢が、現行少年法の制定に当たって、20歳未満に引き上げられている。その際、引き上げの理由については、当時の犯罪の傾向として、「20才ぐらいまでの者に、特に増加と悪質化が顕著であり」、「これに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によつてその教化を

<sup>48</sup> 松尾浩也「少年法特集号に寄せて」『家庭の法と裁判』no.3, 2015.10, p.5.

<sup>49</sup> 武内 前掲注(47), p.13; 後藤 前掲注(47), p.33 等。

<sup>50</sup> 日本弁護士連合会 前掲注(47), pp.1-2; 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」前掲注(47); 川村百合ほか「少年法「適用年齢引下げ」を考える」『世界』no.872, 2015.8, p.252（武内謙治氏の意見）等。

<sup>51</sup> 警察庁生活安全局少年課「平成27年中における少年の補導及び保護の概況」p.1. <[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo\\_gaikyou/H27.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hodouhogo_gaikyou/H27.pdf)>

<sup>52</sup> 警察庁生活安全局少年課「平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」2017.3, p.1. <[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H28.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H28.pdf)>

<sup>53</sup> 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強姦の罪を犯した者を指す。

<sup>54</sup> 警察庁生活安全局少年課 前掲注(52), p.2.

<sup>55</sup> 同上, p.1.

<sup>56</sup> 同上

<sup>57</sup> 日本弁護士連合会 前掲注(47)

<sup>58</sup> 浜井浩一「少年法成人年齢の引下げを巡る議論の問題点と課題」『刑事弁護』no.84, 2015.冬季, p.119.

はかる方が適切である場合の、きわめて多い」ためであると説明された<sup>59</sup>。こうした引上げに至る経緯を踏まえ、反対の立場からは、少年法の適用年齢を引き下げることが、歴史の積み上げを安易に否定することになると主張される<sup>60</sup>。

また、少年による刑法犯の検挙人員の内訳をみると、その大半を窃盗のような軽微な事件が占めている<sup>61</sup>。少年事件の手続では、全件送致主義に基づき、原則として全ての事件が家庭裁判所に送致され、少年鑑別所による鑑別や、家庭裁判所調査官による調査を通して、少年の保護と教育を目的とした処遇が選択される。一方、現在の刑事手続では、こうした軽微な事件の大半は起訴猶予となっており<sup>62</sup>、事件が起訴された場合でも、多くは略式命令請求に基づく簡便な裁判により、財産刑で終局している<sup>63</sup>。反対の立場からは、少年法の適用年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の少年に対し、更生について助言支援する大人が関与する機会が失われてしまい、その結果、若年者の再犯を増加させ、新たな被害者を生み出しかねないといった点が指摘される<sup>64</sup>。

#### (4) 最近の少年の特徴

実際に非行少年に携わった経験のある実務家からは、最近の少年の特徴として、コミュニケーションを取ることを苦手とするなど、精神的に未熟であることが指摘される<sup>65</sup>。また、少年事件の背景として、発達障害や、シングルマザーの増加、貧困等の問題も指摘される<sup>66</sup>。こうした最近の少年(事件)の特徴を踏まえ、反対の立場には、少年法の適用年齢は、引下げではなく、むしろ引上げが検討されるべきだとの意見もある<sup>67</sup>。

<sup>59</sup> 第2回国会衆議院司法委員会議録第36号 昭和23年6月19日 p.6.

<sup>60</sup> 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」前掲注(47), p.3; 八田次郎「少年法 適用年齢の引下げについて」『ざ・ゆーす』no.15, 2015.10, p.43.

<sup>61</sup> 平成27(2015)年は、窃盗が全体の60.2%を占めており、次いで多いのが横領(13.0%)、傷害(7.3%)である(法務総合研究所『平成28年版 犯罪白書』2016, p.102.)。

<sup>62</sup> 平成27(2015)年は、窃盗の50.7%、横領の79.0%、傷害の59.7%が起訴猶予となっている(法務省『平成27年 検察統計年報』2016, pp.70-71, 74-75を基に筆者計算。なお、起訴猶予率は、起訴猶予人員÷(起訴人員+起訴猶予人員)×100による。)

<sup>63</sup> 平成27(2015)年は、起訴された事件のうち、窃盗の21.3%、横領の24.4%、傷害の67.1%に略式命令請求がなされている。(同上を基に筆者計算。)

<sup>64</sup> 日本弁護士連合会 前掲注(47); 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」前掲注(47), p.2; 武内 前掲注(47), p.12; 浜井 前掲注(58), pp.117-118; 後藤 前掲注(47), pp.34-35; 八田 前掲注(60), pp.40-41; 川村ほか 前掲注(50), p.259等。

<sup>65</sup> 川村ほか 同上, pp.252-253。(須藤明氏の意見); 「矯正教育なくなれば… 再犯防止に逆効果の恐れ 「育て直し」重要 18、19歳も幼い精神年齢」『東京新聞』2016.9.26.

<sup>66</sup> 八田 前掲注(60), pp.41-42; 川村ほか 同上, pp.253-254。(須藤明氏の意見) なお、いずれの要因もそれ自体が非行の原因となるわけではない点に注意が必要である。

<sup>67</sup> 八田次郎「狭められていく少年の“育ち直し” — 少年法適用年齢引き下げ」というナンセンス — 『世界』no.875, 2015.11, pp.222-223; 河合幹雄「少年法で非行少年の九割が更生する」『中央公論』vol.129 no.5, 2015.5, p.126. なお、賛成意見からは、「反対論には「18、19歳の社会的・精神的成熟度は以前より低くなっている」などの意見もあったが、そうであるなら選挙権を付与すべきではなかった」との批判があり(「【主張】少年法適用年齢 大人の節目を明確にせよ」『産経新聞』2017.2.2.)、「選挙権を18歳に引き下げるということは、国は、18歳になれば十分に責任ある行動をとることができるというように認定したことになる」のであり、そのように認定された18歳、19歳の者が重大な罪を犯した場合は、「当然、成人の事件と同様に扱われるべきである」と主張される(若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 前掲注(45), p.28。(全国犯罪被害者の会(あすの会)土師守氏の発言))。

### (5) 虞犯少年への働き掛けができなくなること

少年法は、刑罰法令に触れているわけではないが、将来犯罪に及ぶ可能性が高い状態にある少年（第3条第1項第3号。このような少年を「虞犯少年」という。）に対する働き掛けについても規定している。虞犯少年は、判断の時点では犯罪行為や触法行為を行っていないものの、将来的に犯罪・触法に結びつくような問題行動があることから、要保護性が高い少年とされ、少年法の対象とされる<sup>68</sup>。こうした虞犯少年に対する介入は、少年法の適用があって初めて可能となるものである<sup>69</sup>。反対意見からは、少年法の適用年齢が引き下げられた場合、こうした虞犯少年が社会的に放置される問題が指摘される<sup>70</sup>。

### (6) 現行法で対応可能なこと

少年法は、平成12（2000）年の改正により、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、行為時16歳以上の少年については、原則として検察官に送致する制度が導入されている（第20条第2項）。逆送された事件については、少年であっても、成人と同じく裁判員裁判の対象となり得る<sup>71</sup>。また、行為時18歳以上の少年については、現行法下でも死刑があり得る（第51条第1項）<sup>72</sup>。こうした点を踏まえ、反対の立場からは、厳罰化という観点では、18歳、19歳の少年を、あえて少年法の対象から外すことは、意味がないのではないかと主張される<sup>73</sup>。

## 3 新しい制度の創設

賛成・反対両論者の中からは、少年法の適用年齢が引き下げられた場合を想定し、成人として処遇されることになる18歳、19歳の者に対して、その要保護性の程度に応じて、保護処分に対応する措置が受けられるようにする制度の創設を検討すべきとの意見も出されている<sup>74</sup>。こうした制度を採る代表的な国として挙げられるのがドイツである。

<sup>68</sup> 田宮・廣瀬編 前掲注(8), p.65-66; 丸山 前掲注(7), p.92.

<sup>69</sup> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の児童は満18歳未満の者をいう(児童福祉法第4条第1項)ため、18歳、19歳の少年は、通常、同法の対象にもならない。

<sup>70</sup> 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」前掲注(47), p.2; 八田 前掲注(60), p.41等。なお、少年法第3条第1項第3号は、虞犯事由として、「保護者の正当な監督に服しない」ことを挙げており、対象者が保護者から監督される立場にあることを当然の前提としていると考えられる。この点について、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合、18歳、19歳の者は、親権に服さないことになり、親には監護権も監護義務もないことになるが、少年法上は、親が保護者であるとして、その「正当な監督に服しない」ことが虞犯事由となり得るのか問題となる(若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 前掲注(45), p.8。(川出敏裕氏の発言))。

<sup>71</sup> ただし、少年事件における特別な扱いの全てが排除されるわけではなく、法律に特則がある場合は、それが刑事訴訟に関する一般規定に優先する(少年法第40条)。少年法上の特則としては、例えば、推知報道の禁止(少年法第61条)がある。また、少年法第55条は、逆送された事件については、審理の結果、少年を保護処分へ付すのが相当であると認めるときは、事件を家庭裁判所に移送しなければならない旨を定めている(いわゆる「55条移送」)。

<sup>72</sup> 宮城県石巻市で元交際相手の姉2人を殺害し1人に重傷を負わせた事件で、殺人罪などに問われた被告(事件当時18歳、判決時24歳)について、平成28(2016)年6月、最高裁判所は、裁判員裁判で少年に言い渡した死刑判決を初めて確定した(最高裁判所第一小法廷平成28年6月16日判決(平成26年(あ)第452号))。

<sup>73</sup> 日本弁護士連合会 前掲注(47), p.3; 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」前掲注(47), pp.3-4; ; 浜井 前掲注(58), p.120; 川村ほか 前掲注(50), pp.258-259。(川村百合氏の意見)

<sup>74</sup> なお、「「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書」では、このような制度は、若年者を施設に収容するなど、権利を制約する側面が大きい場合もあることから、その処分の正当化根拠・法的性質をどのように考えるか等の理論的に検討すべき課題、当該処分へ付するか否か及びその収容等の期間について、いかなる基準により決するものとするか等の制度設計上の課題があるとしている(若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 前掲注(33), p.17.)。

ドイツの少年司法制度では、行為時を基準に、14歳以上18歳未満の者が「少年」、18歳以上21歳未満の者が「青年」として扱われ、青年の起こした事件が少年による事件と同視できる場合には、少年に対する実体・手続規定が準用される。ドイツでは、少年事件に加えて、青年事件も例外なく少年裁判所が管轄しており<sup>75</sup>、青年事件が少年事件と同視できるか否かという判断も少年裁判所が行う。判断に当たって要件となるのは、青年が①「環境的諸条件をも考慮して、行為者の人格を総合的に評価した場合に、行為時における道徳的及び精神的発育からみてまだ少年と同等である」か、又は②「行為の種類、事情または動機からみて、少年非行が問題になる」か（少年裁判所法<sup>76</sup>第105条第1項第1号及び第2号）である。前者は行為者の人格に、後者は行為に着目した要件とされる。

少年事件と同視できると判断された場合、青年には、少年の場合と同様、教育処分、懲戒処分、少年刑が賦課され得る。他方、少年事件と同視できないと判断されると、青年事件は一般刑法上の刑事処分に対処されることになるが、この場合でも、少年裁判所は裁量により、無期の自由刑に代えて10年から15年までの緩和された自由刑を言い渡すことができる（同法第106条第1項）。また、少年事件の場合と異なり必要的ではないものの、青年事件の場合でも、少年事件と同視できるか否かに関わらず、裁判所の裁量により、審判を一部又は全部非公開とすることができる（同法第109条第1項第4文）。<sup>77</sup>

こうしたドイツの少年司法制度を参考に、我が国でも、少年法の適用年齢を引き下げた上で、ドイツのような制度（以下「青年制度」という。）を新たに創設することの是非について議論がなされている。問題となるのは、青年事件が少年事件と同視できるか否かという判断を誰が行うのかという点である。青年制度の創設を積極的に主張する中央大学名誉教授・藤本哲也氏は、こうした判断は、既に入道支援という形で知的障害者や高齢者に対し、起訴猶予と併せて更生保護施設等へつなげる判断を行っている検察官が行うことが可能であると主張する<sup>78</sup>。一方、九州大学教授・武内謙治氏は、この判断自体に公正さ・公平さが求められることはもちろん、消極的な判断に至った場合に当事者が被る不利益性が著しく大きいこと等から、司法機関以外による事件の振り分けは、法治国家原則に違反すると主張する<sup>79</sup>。

## おわりに

以上のとおり、少年法の適用年齢引下げについては、賛成・反対両論者から様々な主張がなされており、論点は多岐にわたる。反対意見が主張する、適用年齢を引き下げた場合の若年者の再犯の増加については、賛成の立場からも懸念が示されているところである<sup>80</sup>。法制審議会では、こうした主張を踏まえ、若年者等の再犯防止を図るため、適用年齢引下げの是非に加え

<sup>75</sup> 青年に少年規定が準用されない場合に、例えば成人事件を管轄する刑事裁判所に事件が送致され、少年裁判所が管轄権を失うような制度が採られているわけではない。

<sup>76</sup> Jugendgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3427)

<sup>77</sup> 以上、ドイツの少年司法制度について、武内謙治「ドイツ少年司法における青年制度とその運用」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』成文堂、2016、pp.449-460を参照。

<sup>78</sup> 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「第1回ヒアリング及び意見交換 議事録」2015.11.2, p.14. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001165704.pdf>> 藤本氏は、現在、家庭裁判所調査官が行っている調査や少年鑑別所が行っている鑑別に当たる判決前調査を、「保護観察官」が行うことを提言している。

<sup>79</sup> 武内 前掲注(77), p.471.

<sup>80</sup> 『読売新聞』前掲注(46)

て、再犯の防止に資するような非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等についても議論がなされる。その答申次第では、今後、非行少年に対する処遇のみならず、犯罪者全般に対する処遇に大きな影響を与える可能性がある。どのような方向に意見が収れんするのか、引き続き議論の行方が注目される。